

令和8年度若桜町会計年度任用職員募集要項

令和8年度採用の「会計年度任用職員」を募集します。詳細については、別表をご覧ください。

1 職種・採用予定者数・報酬額・勤務時間等

別表のとおり

2 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※ 勤務成績その他の状況に応じて、翌年度に再度任用する場合があります。（最長3年、令和11年3月31日まで）

※ 任用後1か月間（原則）は、条件付採用期間（試用期間）です。

3 勤務条件等（予定）

報酬 (給料)	職務経験月数等を勘案し、別表に記載の範囲内で決定します。 ※ 金額は現時点における予定額です。給料表改定により変更となる場合があります。
諸手当	① 期末・勤勉手当 報酬の月額相当額の4. 6月分(6月期2. 3月分、12月期2. 3月分) ※ 月数は現時点における予定月数です。改正により変更となる場合があります。 ※ 在職期間に応じて支給するため、任用初年度は2. 99月分(6月期0. 69月・12月期2. 3月分)です。 ※ 支給には条件があります。(任期が6か月以上かつ社会保険適用者) ② 通勤手当(費用弁償) 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給。(公共交通機関利用者は月額55,000円、自動車等使用者は月額31,600円を上限とします。) ※自家用車で通勤し、町有地に駐車する場合は費用負担をお願いする場合があります。
社会保険等	社会保険が適用になる職があります。詳しくは別表をご確認ください。 労災保険または公務災害補償制度が適用になります。
休暇制度	① 年次有給休暇 週当たり所定勤務時間または年間の勤務日数に応じて付与します。 (例:週7時間×4日以上勤務の場合、12日/年) ※ 条件があります。(週当たり所定労働日数が1日以上または1年間の所定労働日数が48日以上) ② 特別休暇等 ※ 一部には条件があります。 【有給】 夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇等 【無給】 子の看護休暇、病気休暇(10日以上)、育児休業等
その他	○ 職種により、時間外・休日勤務を命じる場合があります。 ○ 地方公務員法の対象であり、人事評価制度、懲戒処分等の対象となります。 ○ 営利企業への従事等(アルバイト等)は可能ですが、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用されます。

4 申込みができない人

地方公務員法第16条に該当する人(以下のいずれかに該当する人)

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終るまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 若桜町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
- ウ 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

5 選考方法等

試験申込書による書類選考及び面接試験を行います。

(1) 面接試験の日時及び場所

令和7年12月4日(木)～11日(木) 14:00～18:00 若桜町役場

※申し込み者には別途時間等をお知らせします)

※当日の出席が困難な方は、「8 申込先・問合先」に記載の総務課へご相談ください。

6 申込み

(1) 申込方法

ア 「若桜町会計年度任用職員試験申込書」に必要事項を記入し、写真(申込前6か月以内に無帽で正面から上半身を写した縦 4 cm、横 3 cm程度のもので、本人と確認できるもの)を貼付のうえ、若桜町役場2階総務課に提出してください。

イ 申込書は、若桜町公式ウェブサイトからダウンロードしていただくか、若桜町役場2階総務課または若桜町公民館・池田分館でお受け取りください。

(2) 申込期限

令和7年11月17日(月) 午後5時必着(郵送可)

(3) 注意事項

受理した申込書は返却しません。

7 合格者の発表及び通知等

(1) 12月下旬頃に、全員の方に可否を通知します。

(2) 合格者の受験番号を若桜町公式ウェブサイトに掲載します。

(3) 本人が承諾される場合は、希望職種でない職での採用もあります。

8 申込先・問合先

若桜町役場 総務課

〒680-0792 鳥取県八頭郡若桜町大字若桜801番地5

一般電話 (0858)82-2211、テレビ電話 982-2211